

高齢者、障害者に優しい道路づくりの推進 のための独自の基準の制定

事例1-2

【当時の状況】

- 福岡県では、高齢者、障害者等をはじめすべての県民が社会、文化、経済その他の分野の活動に自らの意思で参加できる社会を形成するため、福岡県福祉のまちづくり条例を定め、道路等の整備に関し規則で基準を規定
- 一方、県道・特定道路に関する道路の構造の技術的基準が政令等により規定されたが、構造物によっては複数の基準が存在することとなった

【本県の取組】

- 県が道路管理者である県道・特定道路に関する道路の構造の技術的基準を条例で定めるに当たり、より高齢者や障害者に優しい道路づくりを推進するため、福岡県福祉のまちづくり条例との整合を図った

【取組の成果】

- 福祉のまちづくり条例との整合を図り、同条例が目指す、いきいきとした地域社会を築くことにつながった

【国の制度改革】

◆第一次地方分権改革

- 機関委任事務の廃止により、地方公共団体の事務を法定受託事務と自治事務に区分
- 改正地方自治法2条13項:「法定の自治事務については、地域特性適合の配慮」

◆第二次地方分権改革

- 第2・3次勧告で義務付け等の見直しを施設・公物の設置管理基準などに絞り込み、条例制定基準を3つに類型化
- 第1次一括法制定(H23.4)
- 第2次一括法制定(H23.8)
- 第3次一括法制定(H25.6)

従うべき基準

必ず適合しなければならない基準
標準

通常よるべき基準

参酌すべき基準

十分参照しなければならない基準

※本件に係る条例制定基準が「参酌すべき基準」とされたことから、地方独自の基準を定めることが可能に

独自基準の内容	国の基準	福岡県の基準
自転車歩行者道と歩道の縦断勾配の基準	規定なし	5%(やむを得ない場合は8%)以下を標準
歩道又は自転車道等の横断勾配の基準	2%以下を標準	1%以下を標準
自転車歩行者道と歩道の舗装を透水性舗装とすることができる基準	都市部	都市部だけではなく地方部を加える
立体横断施設の階段の寸法	けあげ、踏み面、けこみ=規定なし	けあげ:15cm、踏み面:30cmを標準、けこみ:2cm以下
視覚障害者誘導用ブロックの大きさの基準	規定なし	縦30cm、横30cmをそれぞれ標準